

令和6年第4回 豊明市農業委員会総会議事録

1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和6年4月19日 午前10時00分

閉会 令和6年4月19日 午前11時50分

2 出席委員の氏名

＜出席委員＞ 議席番号は抽選による

青木 規久範	渡邊 昭男	平野 敬祐	石川 博正
青山 みか	深谷 明	石川 万里子	蟹井 伸仁
毛受 淳一	近藤 明		

＜出席農地利用最適化推進委員＞

三浦 博明	原田 勝行	加藤 延保	村山 公夫
石川 和孝	小川 泰則		

3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

＜議案の件名＞

議案第11号	農地法第5条許可申請について	別紙4件
議案第12号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について	別紙5件
議案第13号	農用地利用集積等促進計画の公告について	別紙6件
議案第14号	農地法第3条の許可申請における許可要件について	別紙1件
報告第13号	農地法第3条の3届出について	別紙2件
報告第14号	農地法第4条届出について	別紙1件
報告第15号	農地法第5条届出について	別紙1件
報告第16号	農地法第18条通知について	別紙3件

<議事の次第>

午前10時00分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議 長 ただいまより、令和6年第4回豊明市農業委員会総会を開催いたします。
例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議 長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の
指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議 長 議事録署名者は6番委員と7番委員にお願いします。それでは、議案に入
ります。議案第11号1番案件、農地法第5条許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第11号1番案件について説明します。
申請地は沓掛町地内です。
土地造成は整地のみで、雨水は集水枡で集水し、南側既設道路側溝へ排水します。
汚水・雑排水については、合併浄化槽で処理の上、雨水管へ接続し、南側既設道路側溝へ排水します。
道路側を除いた敷地周囲にはコンクリートブロック積みを設置し、隣接地への土砂流出を防除します。
また転用に際して、万一周辺農地等に被害を及ぼした時は、申請者にて責任をもって対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 4月13日に2番委員と農地利用最適化推進委員3番委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の2番委員の意見を求めます。

2番委員 4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同様に農地利用最適化推進委員3番委員の意見を求めます。

最3番委員 4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

最6番委員 ここには、下水道管は通っていないのですか。

事務局 通っていません。

最6番委員 排水先が用排水兼用だと思われませんが、影響はないのでしょうか。

事務局 合併浄化槽で処理した水を排水することとなっていますので、影響はありません。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第11号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第11号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第11号2番案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第11号2番案件について説明します。
申請地は沓掛町地内です。
土地造成は整地のみで、雨水は勾配をつけ、集水桝に集水し、南側道路側溝へ放流します。汚水・生活雑排水は下水管へ接続します。
隣地との境界にはコンクリートブロック及び地先ブロックを設置し、土砂流出を防除します。
また転用に際して、万一周辺農地等に被害を及ぼした時は、申請者にて責任をもって対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の8番委員の意見を求めます。

8番委員 4月12日に6番委員と農地利用最適化推進委員4番委員で申請地の現地確認を行いました。1つ質問をしてもよろしいですか。

議 長 はい。

8番委員 申請地西にある柿畑は接道していませんが、現在は申請地を通して入っているのでしょうか。その場合、今回の申請で囲繞地になってしまいますが、どのように侵入するのですか。

事務局 この柿畑の西側には、道路まで続く赤道がありますので、現在はそこを通して耕作されています。農地転用完了後も同様の経路で通作されるものだと考えます。

8番委員 わかりました。それでは、事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の6番委員の意見を求めます。

6番委員 8番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 8番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

 異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第11号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

 挙手多数

議 長 議案第11号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第11号3番案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第11号3番案件について説明します。
申請地は阿野町地内です。
土地造成は50cm程度の盛土を行い、道路面に高さを合わせます。雨水

は碎石敷きで浸透させます。

申請地周辺にはコンクリートブロック積みを設置し、周囲への土砂等の流出を防ぎます。

また転用に際して、万一周辺農地等に被害を及ぼした時は、申請者にて責任をもって対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員 4月12日に農地利用最適化推進委員1番委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第11号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第11号3番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第11号4番案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第11号4番案件について説明します。

申請地は阿野町地内です。

土地造成は整地のみで、雨水は集水桝で集水し、南側既設道路側溝へ排水します。汚水・雑排水については、合併浄化槽で処理の上、雨水管へ接続し、南側既設道路側溝へ排水します。

道路側を除いた敷地周囲にはコンクリートブロック積みを設置し、隣接地への土砂流出を防除します。

また転用に際して、万一周辺農地等に被害を及ぼした時は、申請者にて責任をもって対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 4月11日に11番委員と農地利用最適化推進委員2番委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の11番委員の意見を求めます。

11番委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員2番委員の意見を求めます。

最3番委員 4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第11号4番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第11号4番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第12号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明の前に利害関係者の委員がいらっしゃいますので退室をお願いいたします。

(委員退室)

事務局 それでは、議案第12号について説明します。
1番案件、2番案件、4番案件が新規契約分、3番案件、5番案件が更新契約分となっています。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

意義なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第12号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第12号は可決いたします。
利害関係者である委員の入室を求めます。

(委員入室)

議 長 それでは、議案第13号農用地利用集積等促進計画について、事務局の
説明を求めます。

事務局 それでは、議案第13号について説明します。
1番案件から5番案件が更新契約分、6番案件が新規契約分となっています。

議 長 それでは採決します。議案第13号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第13号は可決いたします。引き続きまして、議案第14号ですが、時
間の都合により、最後にさせていただきます。それでは、報告第13号から第1
6号について、報告願います。

議 長 議案第13号は可決いたします。引き続きまして、報告第13号から第16
号について、報告願います。

事務局 報告第13号、第14号、第15号、第16号について説明

議 長 以上のとおり、報告第13号から第16号は専決事項として事務局で受理し
ています。ここで、5分程度の休憩時間をとりたいと思います。

(休憩)

議 長 それでは、議案第14号農地法第3条の許可申請における許可要件につい
て、事務局の説明を求めます。

- 事務局 議案第14号について説明します。
- 農地法第3条は、農地の権利移動の許可制度であり、制度の目的は、転用目的や投機目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得できることとされています。
- そのため、農地を農地として売買する場合には、農地法第3条に基づき農業委員会の許可を必要とします。
- 許可の譲受人要件の1つに、「農業経営に供すべき農地等の全てを効率的に耕作しなければならない」というものがあります。
- 本件では、農地法第3条申請における「農業経営に供すべき農地等」本市の自己所有地の取扱いについて、協議をお願いします。
- 議 長 事務局より説明がありました。委員の意見を求めます。
- 6番委員 契約内容の中で地主の都合で途中解約した場合についての記載事項等はないのですか。
- 事務局 農地法第3条による賃借権設定の場合、契約書を結びますが、利用権設定の場合は、補償について明文化されておらず、当人同士の話し合いとなります。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 8番委員 現在の運用について、借り手の方は地主からの合意解約の申し出に渋々返却しているのではないのですか。
- 事務局 揉めてしまうことを避けるために、そのような場合が多いのだと考えます。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 4番委員 どのようなケースかによって、考え方が違うと思います。私は、今の農業の性格上、農地を買ってまで農業をやりたいのかと疑問を感じます。先行投資として購入したとしても、農業で経営が成り立つのかと考えると、難しいと考えてしまう。ですので、先々のことを考えると、購入理由にかかわらず、合意解約しなくてもよいという対応は良くないと思います。
- 所有農地の隣地購入など、効率的な農地利用が認められる場合は合意解約を求めない等の、客観的に見てやむを得ないと判断できるケースを、稀なものとして認めていくのが無難ではないかと考えます。

- 事務局 その場合、やむを得ないという判断を、総会に諮って決定するのか、担当地区の委員が決定するのか、どちらが良いと考えるか、併せてご意見をいただきたいです。
- 4番委員 総会で諮ったのであれば、納得できると思いますが、担当地区委員等の判断では、あまり良くないのではと思います。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは、「農業経営に供すべき農地等」の取扱いについて、基本はこれまで通りとするが、所有農地の隣地購入など、効率的な農地利用が認められると総会で判断された場合は、合意解約しなくても良いということとします。
- 6番委員 質問してよろしいですか。
- 議 長 はい。
- 6番委員 通常の農地法第3条だと、農業に対する意欲のある方が規模拡大のために申請するので、営農計画や実績、従事日数等を見て審議しますが、利用条件が良くなるという理由で農地を広げれば、その分管理も大変になります。今後申請が出てきた場合、そのようなことを踏まえて審議するべきだと思いますが、判断材料が必要になるのではないのでしょうか。
- 事務局 それでは、通常の申請時並みの書類をもって総会に諮るというのはいかがでしょうか。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは、総会で諮る際は、通常の農地法第3条許可申請時並みの書類を求めることとします。その他に何か質問等がある方はいますか。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします。（時に午前11時50分）